

参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田剛宏
(公印省略)

見積依頼書

- 1 業務名 小石原川ダム地すべり観測計器等修理（オープンカウンター方式）
2 業務場所 福岡県朝倉市江川2815-20
3 期間 契約締結の翌日から令和8年3月19日まで
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
2 見積参加要件 履行期間内に仕様書に記載の履行内容を実施でき、かつ福岡県、佐賀県、大分県に本店、支店または営業所がある者。
3 見積書等
1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印して下さい。なお、代表者の印章の押印は省略可能ですが、その場合は余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載して下さい。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
2) 提出方法 FAX、持参又は郵送による。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
3) 見積書 提出期限 令和8年2月12日 12時まで
4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所
TEL 0946-25-0113
FAX 0946-25-0133
Mail nyukei_chikugo.jouryu@water.go.jp
5) 担当者 経理課 見上潤
6) 質問書 提出期限 令和8年2月6日 12時まで
※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徵取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年2月13日12時までとします。
8) その他
① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、課税対象額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。
② 見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。
5 その他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
2) 請負代金の支払いについては、施工完成後の支払いとなります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
4) 請書を使用します。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・ 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
 ・ 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) ・ 同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 = 127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$127 \div 2\text{者} = 63 \text{ 余り } 1$

余り「1」とくじ用順位「1」が合致する
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

- 例) ・ 同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123 + 4 + 1 = 128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$128 \div 3\text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

余り「2」とくじ用順位「2」が合致する
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

(案)

請書

1 工事名 小石原川ダム地すべり観測計器修理

2 場所 福岡県朝倉市江川地内

3 工期 自 令和 年 月 日

至 令和 8 年 3 月 19 日

4 請負代金額 ¥. -

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥. -)

上記の工事をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを施工します。

令和 年 月 日

受注者

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を施工しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、施工内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の施工内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の施工が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を施工の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けこととし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものを行い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定し

た場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）
 - 二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況

に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔甘木〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

小石原川ダム地すべり観測計器修理

仕様書

令和 8 年 2 月

独立行政法人 水資源機構

筑後川上流総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、小石原川ダム地すべり観測計器修理に適用する。

第2節 業務内容

2－1 業務場所

福岡県朝倉市江川地内

2－2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

地すべり観測計器の修理 1式

第3節 履行期間

決定通知の翌日から令和8年3月19日までとする。

第4節 関連業務等

1. 本業務に関連する業務等は、次のとおりである。

(1) 小石原川ダム地すべり観測計器修理点検業務

(2) 小石原川ダム堤体観測・堤体挙動分析業務

2. これらは、本業務に関連があるので、工程等について、当該業務等の受注者と十分協議、調整を行い、協力しなければならない。

第5節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第6節 提出書類

業務実績の登録については、業務実績情報サービス（TECRIS）、又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に登録するものとする（TECRIS及びAGRISの両方へ登録することも可）。

第7節 土地への立入り等

土地への立入り等については、次の事項に留意しなければならない。

1. 土地への立入りに当たっては、あらかじめ監督員の了解を得るものとする。
2. 現地踏査等における立木等の伐採及び踏み荒らし等には十分に注意し、極力なくすよう努めなければならない。
3. 監督員の認めた以外でむやみに障害物を伐採損傷等した場合には、受注者の責任において処理するものとする。

第8節 安全等の確保

安全管理については、共通仕様書に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

狩猟期間については次表のとおりであり、現地踏査にあたっては十分に注意するものとする。

対象動物	狩猟期間	備考
イノシシ、シカ	10/15～翌年4/15	箱ワナの使用、箱ワナに掛かったイノシシの止めさしのための銃の使用期間含む。

第9節 疑義等

疑義が生じた場合は、速やかに監督員に報告する。

第2章 業務内容

第1節 業務目的

小石原川ダム周辺に設置している地すべり観測計器の修理及び交換を行うものである。

第2節 地すべり観測計器の修理

2-1 修理計器

以下に示す観測計器の修理及び交換を行うものとする。

地すべりブロック	対象計器	作業内容	備考
L-12	地盤伸縮計 L-12	地盤伸縮計 1式の撤去・設置	
R-39	基地局	バッテリー交換	基地局④

2-2 基地局（基地局④）

1. バッテリーが故障しているため、新品の製品と交換するものとする。
2. 交換にあたっては、ソーラーパネルの清掃を行いバッテリーが充電され、データ転送に支障がないことを確認するものとする。
3. 撤去したバッテリーについては、貴社の責により適切に処分する。

2-3 地盤伸縮計（L-12）

1. 既設の故障している地盤伸縮計を撤去し、新品の製品と交換する。
2. 地盤伸縮計は、観測に必要な木杭、塩ビ管、収録箱の設置を含め、インバー線及び収録装置を設置する。
3. ケーブルの配線は、破断が生じないよう適切な保護処置を施すものとする。
4. 現地状況等により修理が困難である場合は監督員に報告する。
5. 撤去した既設地盤伸縮計 1式については、貴社の責により適切に処分する。

第3節 設計変更

地すべり観測計器の修理において、計器の状態や地すべりの状況によっては、地すべり観測計器の修理箇所の追加作業等を指示する場合がある。この場合は、設計変更の対象とする。

－以 上－

数 量 総 括 表

業 務 名 小石原川ダム地すべり観測計器修理

筑後川上流（小石原川ダム）

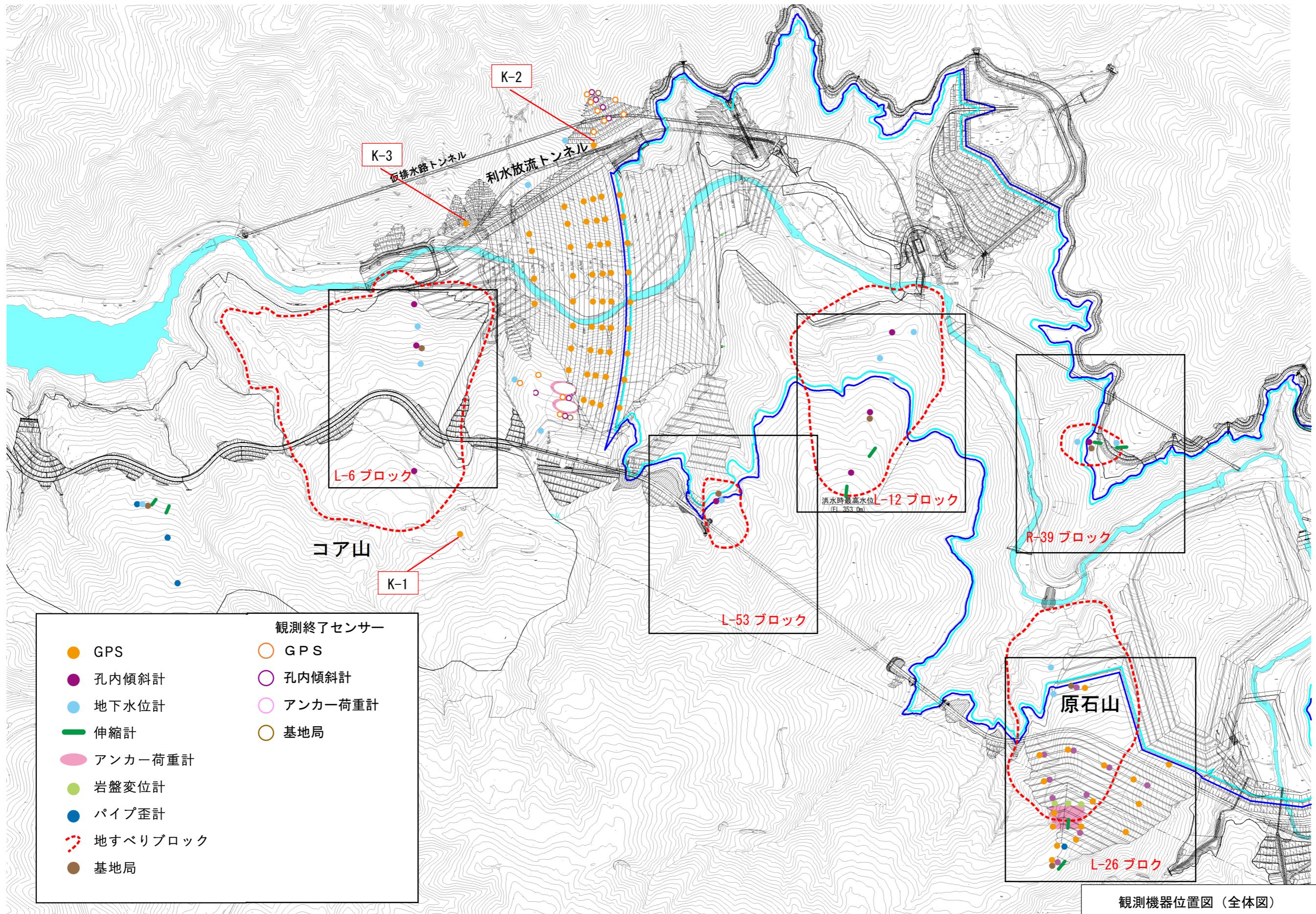
数量総括表

業務名	小石原川ダム地すべり観測計器修理				業種 項目	調査 一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般調査		式		1		
直接調査費		式		1		
地すべり観測計器の修理		式		1		
地盤伸縮計修理		基		1		L-12
バッテリー交換		基		1		R-39
間接調査費		式		1		
旅費交通費		式		1		
旅費（率計上・宿泊無）		式		1		
直接調査費＋間接調査費		式		1		
間接費		式		1		
諸経費		式		1		

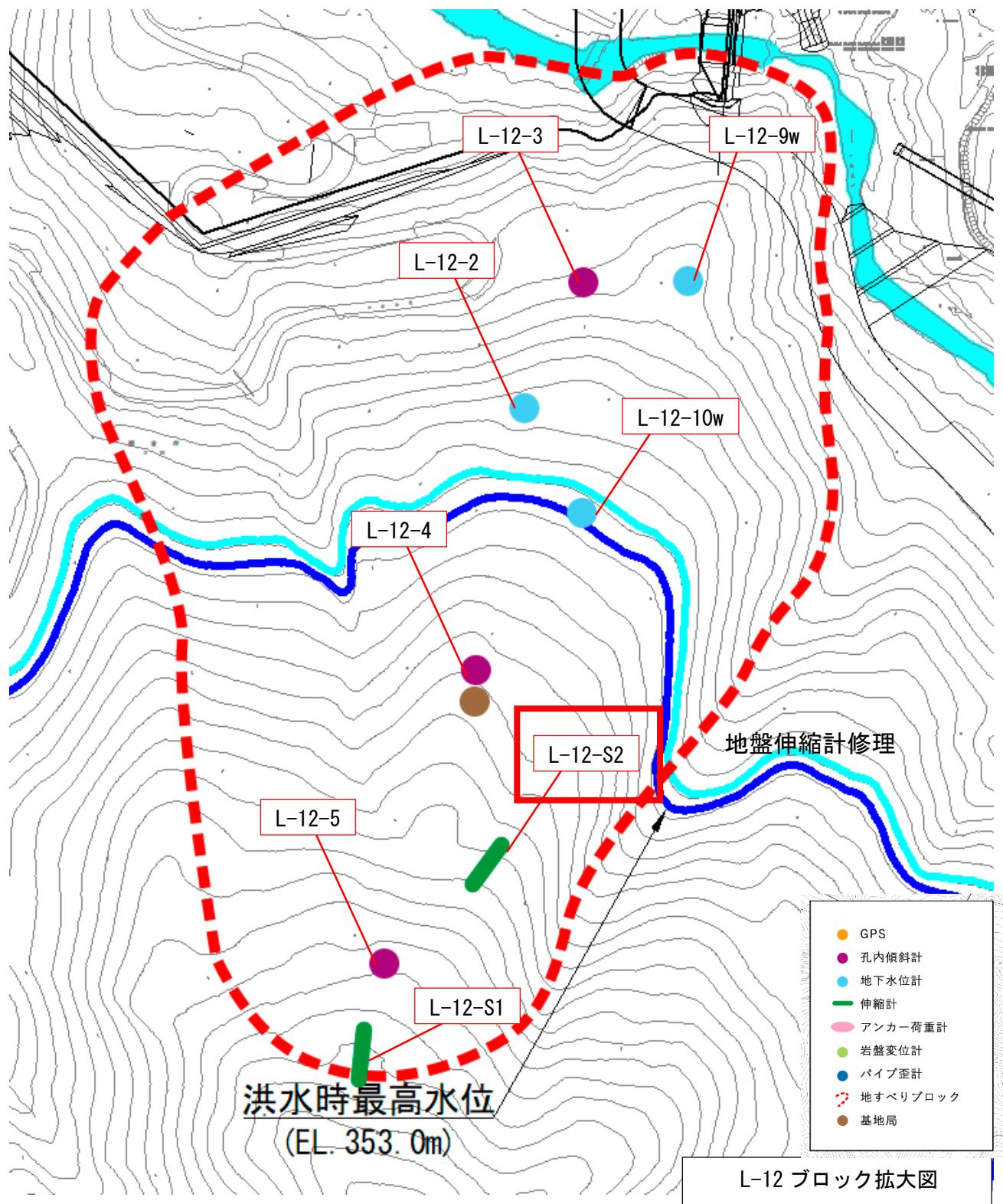
数量總括表

業務名	小石原川ダム地すべり観測計器修理				業種 項目	調査 一般調査業務費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般調査業務費		式		1		
消費税相当額		式		1		
地質調査業務費		式		1		

【参考図】観測機器位置図（全体図）

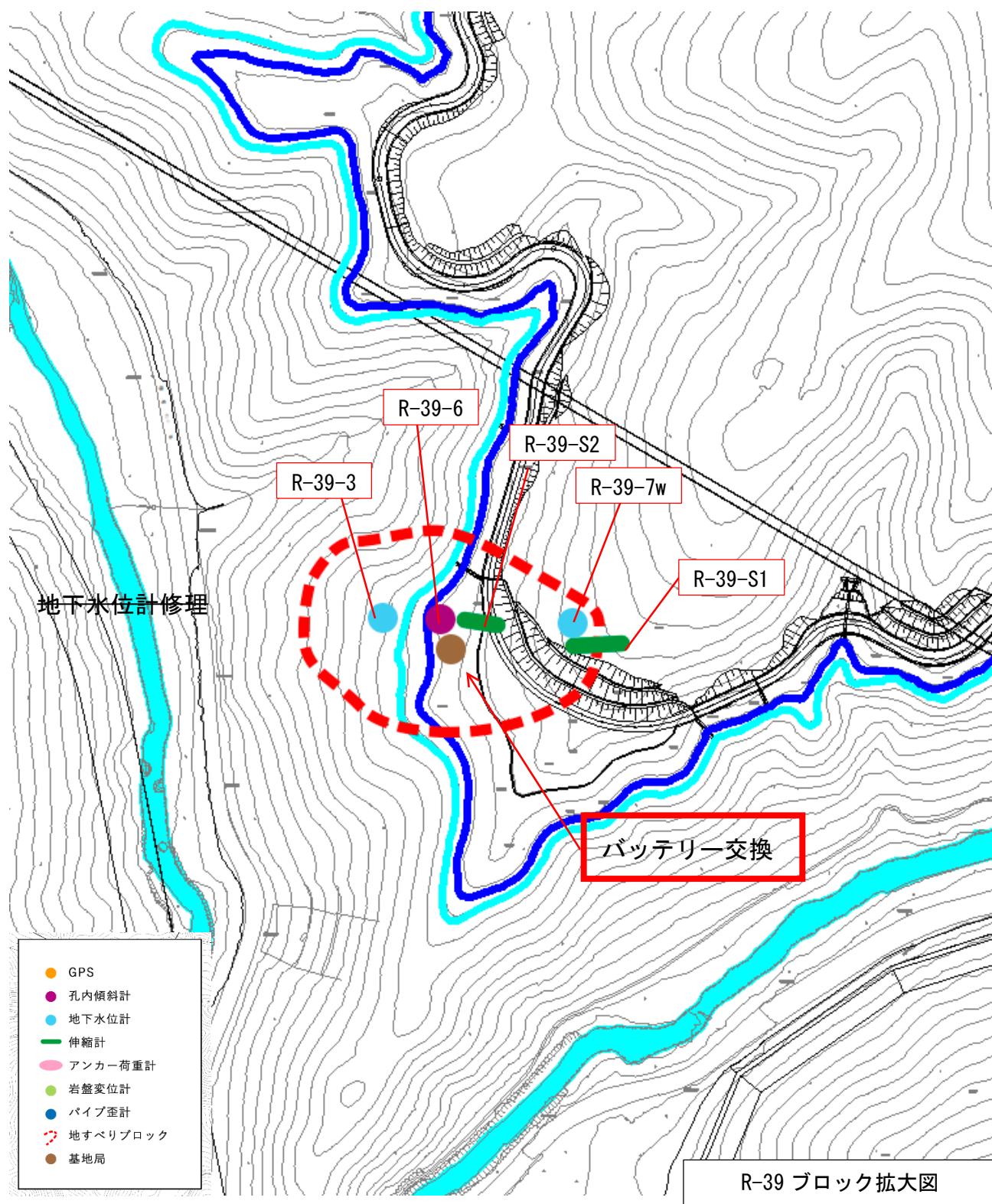


【参考図】L-12ブロック拡大図



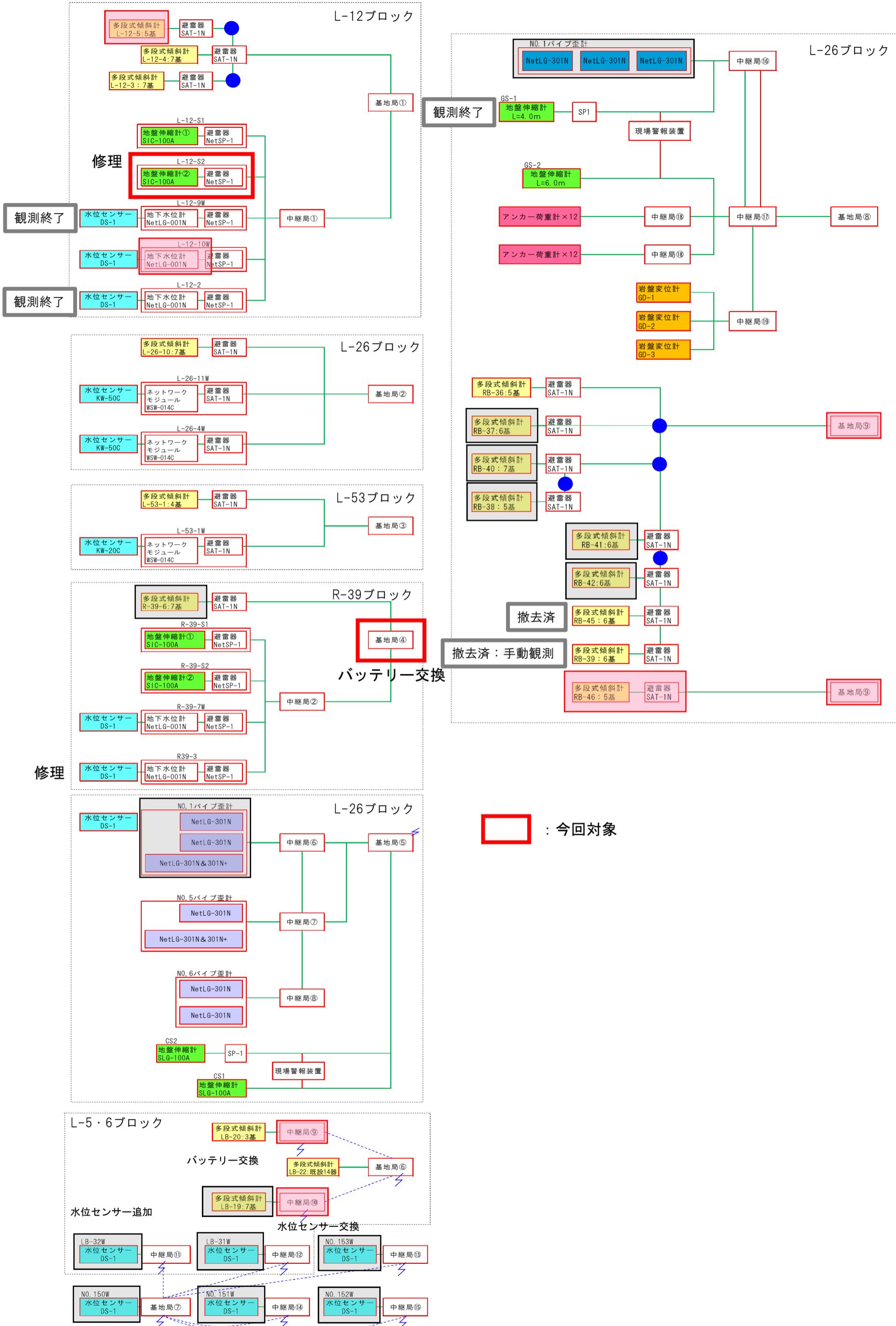
：今回対象

【参考図】R-39 ブロック拡大図

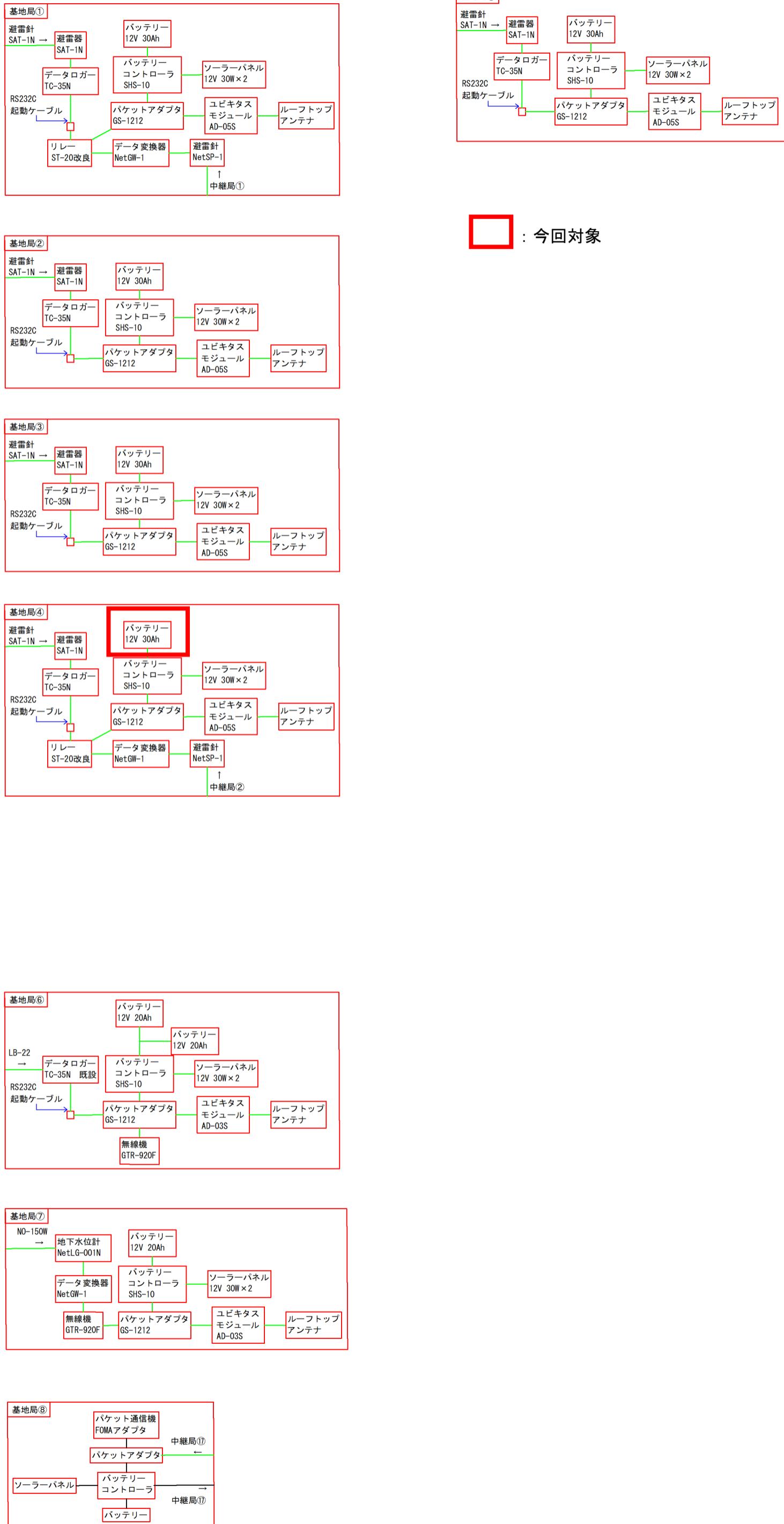


: 今回対象

【参考図】配信機器系統図（各種機器）



【参考図】配信機器詳細系統図



参考資料

参考資料

業務名 小石原川ダム地すべり観測計器修理

この「参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料である。
なお、この「参考資料」の有効期間は、この業務の開札日までとする。また、「参考資料」は見積に資するための資料であるため、原則、質問は受け付けないものとする。

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所

見積参考資料

業務名	小石原川ダム地すべり観測計器修理		業種項目	地質・土質調査業務	
見積り単価表	地すべり観測計器の修理			1基当たり	
種別	細別	規格	単位	数量	備考
直接人件費	地質調査技師		人	0.9	撤去及び設置
	主任地質調査員		人	0.9	撤去及び設置
	地質調査員		人	2.5	撤去及び設置
材料費			式	1.0	直接人件費の62%

見積参考資料

業務名	小石原川ダム地すべり観測計器修理		業種項目	地質・土質調査業務	
見積り単価表	地すべり観測計器の修理 バッテリー交換			1基当たり	
種別	細別	規格	単位	数量	備考
直接人件費	地質調査技師		人	0.8	交換
	地質調査員		人	1.5	交換

見積参考資料

業務名	小石原川ダム地すべり観測計器修理		業種項目	地質・土質調査業務	
見積り単価表	旅費交通費(率計上)				1式当たり
種別	細別	規格	単位	数量	備考
旅費交通費(率計上)			式	1.0	直接人件費の2.14%

見積参考資料(単価)

業務名	小石原川ダム地すべり観測計器修理	業種項目	地質・土質調査業務	
項目	規格	単位	単価	備考
地盤伸縮計		基	180,000	SLG-100A
バッテリー		基	20,000	WP30-12TNE
バッテリー(処分費)		基	2,500	WP30-12TNE
地盤伸縮計(処分費)		基	3,000	SLG-100A